

とばた宣隊「ちょうちんジャー」



12/1 2021
令和3年

編集 戸畑区役所総務企画課 ☎881・0039 FAX881・2204

- 時間は24時間表記。
- 料金について記載のない催しは入場無料(参加無料)。
- はがき・往復はがき・電子申請の応募方法は11ページを参照。

申=申し込み 問=問い合わせ
共通=共通の内容 担=市の担当課
ネット=ネット窓口(電子申請)

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況などによっては、変更・中止となる場合があります。

12月の無料相談

- ①**法律人権相談** 金銭・土地・家屋・人権・相続・親族などの相談に弁護士が、いじめ・虐待や悩み事などの相談に人権擁護委員が応じます。7日(火)13時30分～16時30分。先着12組。申6日8時30分から問先へ。
- ②**行政相談** 国の仕事やサービス、各種制度の手続きについて、お困りごとや苦情、要望などに行政相談委員が応じます。8日(水)13～16時。
- ③**交通事故相談** 損害賠償などの相談に交通事故相談員が応じます。9日(木)10～16時。申8日までの9～15時30分(土・日曜日は除く)に問先へ。※事前に予約が必要。
- ④**こころの健康相談・お酒の問題に関する相談** 精神科医や酒害相談員が相談に応じます。15日(水)13～15時。申14日11時まで問先へ。
- ⑤**高齢者・障害者あしん法律相談**

借地や借家、金銭、相続、財産管理などの相談に弁護士が応じます。16日(木)13～17時。対象はおおむね65歳以上の高齢者や障害のある人と家族など。申13日までに問先へ。

⑥**高齢者などすこやか住宅相談** 高齢者や障害者などの住宅生活を支援するため、福祉・建築関係の専門職員が住宅の改造や仕様などのアドバイスを行います。随時受付。

共通戸畑区役所で、問①②は戸畑区役所総務企画課☎881・0039、③は安全・安心相談センター(交通事故相談)☎582・2511、④～⑥は「高齢者・障害者相談」コーナー☎881・4800へ。

境界問題無料相談

近隣との境界問題、土地・建物に関する測量や登記に関する相談に土地家屋調査士が応じます。12月8日(水)13～16時、福岡県土地家屋調査士会北九州支部(小倉北区田町)で。先着5組(1組30分間)。申12月3日10時から同会事務局☎(092)741・5780へ。

子育て女性就職支援センターの出張相談

専門コーディネーターが応じます。

「戸畑イルミネーション」を点灯します

好評につき、今年度も戸畑区役所観覧席にイルミネーションを点灯します。浅生1号公園にも点灯範囲を拡大させ、LEDの数も昨年度より約2倍と豪華になります。新たにフォトスポットも設置します。コロナの収束を願い、夜空にきらめくイルミネーションを楽しみましょう。

期間:12月3日(金)～令和4年
2月14日(月)17時30分
～22時

場所:戸畑区役所、浅生1号公園

(※12月3日は18時から点灯式を予定しています。)

問戸畑区役所総務企画課☎871・2316へ。



12月28日(火)10時10分～15時10分、子どもの館(黒崎駅西側、コムシティ7階)で。対象は女性の求職者。定員4人。申12月24日までに福岡県子育て女性就職支援センター☎533・6637へ。

年末の交通安全県民運動

12月11日(土)～31日(金)は年末の交通安全県民運動期間です。今回の重点項目は以下の3点です。

- ▶飲酒運転の撲滅と悪質・危険な運転の防止
 - ▶子どもと高齢者の交通事故防止
 - ▶自転車の安全利用の推進
- 夕暮れ時、夜間など暗い時間帯に外出する際は、明るい服装や反射材用品を身につけましょう。子どもも大人もしっかりと交通ルールやマナーを守って、交通事故のない戸畑区を目指しましょう。
- 問戸畑区交通安全推進協議会(戸畑区役所総務企画課内)☎881・0039へ。

歳末たすけあい募金のお願い

今年も12月1日(火)から歳末たすけあい募金運動が始まります。皆さんの温かいご協力をお願いいたします。寄付金は、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが安心して暮らすことができるよう、さまざまな活動に役立てられます。問共同募金会戸畑区支会(戸畑区役所コミュニティ支援課内)☎871・2335へ。

12月の図書館だより

休館日は毎週月曜日と28日(火)～1月2日(日)。

問戸畑図書館☎871・3464

- ①おはなし どん 4日(土)。
 - ②小さい子の絵本の時間 8日(水)、15日(水)、22日(水)。
 - ③CandyChameleonsの英語で話し 11日(土)。
 - ④おはなしの木 18日(土)。
- 共通10時30分～11時。先着各日6組。申3日9時30分から問先へ。

飲酒運転事故が連続発生しています!!

朝方、出勤時に交通事故を起こした運転手からアルコールが検出される事例が連続しています。飲酒後、体内でアルコールを処理するには時間がかかります。飲んだ翌日など、アルコールが体内に残った状態で車を運転すると「飲酒運転」になります!

ビール1杯(500ml)の処理時間→体重60kgの人で約4時間
※処理時間は目安です。体質、体調によっては更に時間がかかります。
(例)ビール3杯飲んだ場合の処理時間 4時間×3(杯)=12時間!

ビール1杯(500ml)と同程度のアルコールを含むもの

日本酒1合(180ml)=ワイングラス2杯(200ml)=ウイスキーダブル1杯(60ml)

飲酒運転は重大な犯罪であり、高額な罰金、懲役、免許取消し、会社の解雇など、取り返しのつかない事態を招きます。自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転しないよう、声掛け、注意をしましょう。

飲酒運転は、絶対しない! させない! 許さない! そして、見逃さない!

問戸畑警察署交通課☎861・0110へ。